

令和元年
10月1日
から

3歳から5歳までの保育所、認定こども園、幼稚園などを 利用する子どもたちの利用料が無償化されます

■ 保育所、認定こども園等の保育料が無償化

- ★ 3歳から5歳の全ての子どもたちの保育料を無償化
※実費として徴収される費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外
※幼稚園については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化
- ★ 0歳から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化
- ◆ 対象となる保護者の方には9月末に通知します。
- ◆ 0歳から2歳児のお子さんで、保育料が第2子による半額の方や第3子以降による無料となっている方は、無償化後も保育料の変更はありません。

■ 預かり保育事業、一時預かり事業等の利用料の一部が無償化

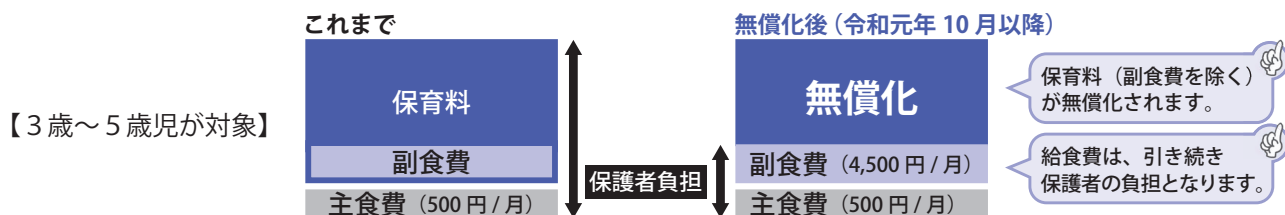
- ★ 一時預かり事業(入所していないお子さんを一時的に預かる事業)を利用する3歳から5歳までの子どもたち、または0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料の一部が無償化の対象となります。
- ★ 預かり保育事業(1号認定のお子さんをこども園で預かる事業)を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料の一部が無償化の対象となります。
- ◆ 預かり保育や一時預かり保育の利用料が無償の対象となるには「保育の必要性の認定」を受ける必要があったり、利用限度額が設定されていたりなど、保育所や認定こども園の保育料の無償化とは異なります。

■ 就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までの利用料が無償化

- ★ 対象となる期間は、満3歳になって初めての4月1日から3年間です。
- ★ 無料となるサービス
 - ・ 児童発達支援
 - ・ 医療型児童発達支援
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援
 - ・ 保育所等訪問支援
 - ・ 福祉型障害児入所施設
 - ・ 医療型障害児入所施設
- ◆ 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくこととなります。
- ◆ 保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。
- ◆ 無償化にあたり、新たな手続きは必要ありませんが、ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

■ 給食費の徴収方法が変わります

- ★ 現在、3歳から5歳児の給食費は、主食(お米など)分については直接保育所に支払い、副食(おかず)分については保育料の一部として町を通じて、保育所にお支払いいただいております。
- ★ 10月以降、保育料は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。



- ◆ 年収360万円未満相当の世帯のお子さん、または第3子以降のお子さんの副食費は減免の対象となります。対象となるお子さんの保護者には9月末の保育料無償化の通知と一緒にお知らせします。

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007